

## <参考1>

環水大自発第2008071号  
環水大大発第2008071号  
令和2年8月7日

各都道府県新幹線鉄道騒音行政主管部（局）長 殿

環境省水・大気環境局 自動車環境対策課長  
大気環境課大気生活環境室長  
(公印省略)

### 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定 受託事務の処理基準の適切な運用について（通知）

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（以下「類型指定」という。）については、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年1月5日付け環大企第2号。以下「処理基準」という。）に基づき、都道府県知事により行われているところだが、この度、一部の地域で処理基準に準拠していない不適切な類型指定が行われていることが明らかになった。

複数の都道府県にわたり運行する新幹線鉄道においては、その騒音に係る音源対策、障害防止対策、沿線地域の土地利用対策等の諸施策を総合的に推進していくため、全国の都道府県において、処理基準に基づき類型指定が適切に行われることが非常に重要である。

貴職におかれては、これらの趣旨に鑑み下記に留意の上、類型指定を行うよう格段の配慮を願いたい。また、本通知については、関係部署及び管下市町村に対しても周知願いたい。

なお、本通知が地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1. 居住者のいない地域の類型指定について

類型指定を行うべき地域は、処理基準においては新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とされており、工業専用地域、山林、原野、農用地等は、類型指定を行わないものとしている。よって、現に都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域（以下「用途地域」という。）の指定がなく、居住者のいない地域について、類型指定を行うことは適切ではない。

#### 2. 類型指定を行う範囲について

(1) 線路に対して水平直角方向における類型指定を行う範囲は、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域に限り指定すること。このため、新幹線鉄道騒音

に対する追加の諸施策を講じずとも、環境基準を達成している地域については類型指定の範囲に含める必要はない。

また、類型指定を行う範囲については、実測調査を行い判断すること。ただし、環境基準を達成する範囲までの測定ができない場合は、直近における実測調査からの推計やその他音源対策の実施状況を総合的に勘案して判断すること。

なお、実測調査は新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月環境省）に準じて行うことが望ましい。

(2) 類型指定を行う地域は、市街地の広がりなどを考慮して、住居が隣接し密集している地域などの一定範囲内の地域を一体としてとらえて類型指定を行うものであること。

### 3. 用途地域に対応した類型指定の徹底について

処理基準においては、用途地域が定められている地域における類型指定について、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域を類型Ⅰに当てはめるものとし、商工業の用に供される地域等類型Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域を類型Ⅱに当てはめることとしている。

よって、用途地域が定められている地域について、上記以外の類型指定を行うことは適切ではない。

### 4. 用途地域に「相当する地域」について

処理基準においては、用途地域が定められていない地域の類型指定について、それぞれの用途地域に「相当する地域」を用途地域が定められている地域に準じて類型Ⅰ又は類型Ⅱに当てはめることとしている。

この場合の「相当する地域」の判断に当たっては、例えば、適切に類型指定された隣接地域の居住実態（居住者数や人口密度等）及び当該地域内の建築物の種類（建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条の用途地域ごとの建築物の用途制限に当該地域内の建築物用途を照らし合わせて判断する等）を総合的に勘案して判断するなどが挙げられる。

### 5. 定期的な類型指定の見直しの実施について

用途地域の指定状況の変更や土地利用状況等の変化に伴う類型指定の指定状況について処理基準に適合しているかどうかを定期的に確認するため、おおむね5年ごとに見直しを行うこと。

また、処理基準に適合しない類型指定が確認された場合には、遅滞なく適切な類型指定に見直しを行うこと。

なお、5年以内の時期であっても、用途地域の指定状況等に変更が生じ、類型指定に変更が生じる場合には、当然に変更することは差し支えない。

### 6. 沿線地域の土地利用対策等の実施について

類型指定を行った地域については、新幹線鉄道騒音対策要綱（昭和51年3月5日閣議了解）

等に基づき、音源対策と併せて都道府県による沿線地域の土地利用対策等を実施すること。特に、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事实施計画認可後に、処理基準に基づく類型指定の見直しの結果、新たに類型指定を行う場合や類型指定を変更する場合においても、環境基準が達成されるよう、都道府県あるいは管下市町村にて沿線地域の土地利用対策等を適切に実施すること。

## 7. その他

新たに類型指定を行う場合、あるいは既存の類型指定を見直す場合においては、その内容について事前に管下市町村や鉄道事業者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む。）と共有し、意見を聴取することが望ましい。また、騒音行政担当部局は、関係部局と十分に調整を図ることが望ましい。